

西東京市若年健康診査業務委託仕様書(案)

第1章 基本事項

第2章 若年健康診査

第1章 基本事項

1 契約件名

西東京市若年健康診査業務委託

2 契約期間

契約確定の日の翌日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

西東京市（以下「市」という。）の指定する施設

4 委託業務内容

委託する業務内容は、第2章若年健康診査の仕様に基づく

5 検収

本業務について、本仕様書に基づく円滑な執行を市の検査員が確認した時点を検収とする。

6 事務担当者及びスタッフの体制

受注者は、本業務の調整を図るための事務担当者として、事務責任者、副事務担当者の2名を置く。また、事務責任者の指揮に基づき、健康診査会場を指揮する担当者として現場責任者1名を置くものとする。

なお、現場責任者については、事務責任者若しくは副事務責任者が兼務できるものとする。

7 支払い

(1) 委託料の請求があった場合は、請求を受けた日から30日以内に市から受注者に請求額を支払う。

8 個人情報保護について

本契約の履行において、個人情報に関与する場合には、受注者及び本契約において市が認められた再委託先の業者（以下「受注者等」という。）は個人情報の取扱いに関して次の事項を遵守し、個人情報の保護に細心の注意を払わなければならない。

(1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

(2) 受注者は、業務の実施に当たり知り得た個人情報について、次の事項を厳守すること。

なお、本業務が終了した後も同様とする。

ア 本業務以外の目的で使用しないこと。

イ 盗用しないこと。

ウ 第三者へ提供しないこと。

エ 本業務以外の目的でデータ等の複写又は複製を行わないこと。

オ 市に無断で改変しないこと。

カ 市に無断で持ち出さないこと。

キ その他市長が別に定める事項。

- (3) 受注者は、業務の実施に当たり貸与された個人情報をも本業務の終了後、速やかに市に返還すること。ただし、市が別に廃棄等を指示したときは、その指示によること。
- (4) 受注者は、個人情報に関する事故が発生したときは、速やかに市に報告しなければならない。
- (5) 受注者が前各号に掲げる事項に違反した場合は、市は受注者に対して契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- (6) 秘密保持の義務違反は、法令及び条例の規定により処罰の対象となる。

10 天災事変への対応

- (1) 天災事変により、業務の継続が困難となった際は、受診者の安全確保、退避、体調管理等を最優先事項とし、その他必要な事項については、市の指示を受けるものとする。
- (2) 天災事変その他やむを得ない理由により、指定の期日に業務を完了できないときは、その理由を明記して期日の変更を申出ることができる。その場合において、市は、その申出を適当と認めたときは、これを承認することとする。
- (3) (2)の場合には、速やかに市と協議の上、代替日の設定等、改善策を講ずるものとする。

11 感染症対策について

- (1) 受診者、職員相互の安全確保のため、健診の遂行上、特に必要のある場合を除き、健診会場ではマスクの着用を原則とする。マスクの準備は、受注者が行う。
- (2) 聴診器、接触式体温計、身体計測、生理機能検査に使用する機器等の身体に触れる部分については使用ごとにアルコール消毒液で清拭する。

12 その他

- (1) 受注者は、業務の履行にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (2) 本業務にかかる消耗品・機器及び搬入や運搬にかかる諸費用は、受注者が負担すること。
- (3) 業務実施にあたり事故等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、適宜必要な措置を講ずること。
- (4) 業務を行う際に生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、

市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

- (5) 委託業務を行う際に第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。
- (6) 受注者は、暴力団排除措置要綱等に関する特約条項（巻末特記1）の各条項の規定を遵守すること。
- (7) 数量は概算であり、申込み状況など市の都合により増減する場合がある。本契約については、概算により手続きを行うが、後日、実数量に応じて確定するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には、市担当者と協議すること。
- (9) その他本仕様書に定めのない事項については、双方で協議の上、決定するものとする。

第2章 若年健康診査

1 対象者

西東京市に住所を有する年度年齢18歳以上39歳以下の市民で、職域等他に健康診査を受ける機会のない者。

1日の定員は概ね200人とし、全日程の最大受診者数は1,100人までとする。

※年度年齢：令和8年3月31日時点の年齢をいう。

2 健診日時及び会場

下記の日程と会場での集団健康診査とする。

会場	日程	健診受付時間
保谷保健福祉総合センター (中町1-5-1)	8月22日(金)、8月23日(土)、 9月10日(水)、9月11日(木) (計4日間)	9時30分～11時45分
田無総合福祉センター (田無町5-5-12)	8月26日(火)、8月27日(水)、 8月28日(木) (計3日間)	

※上記の日程には、障害のある方の受け入れ時間帯を設ける場合あり。

※8月21日(木)、25日(月)、9月9日(火)は、健診会場準備日とし、受注者にて会場設営及び機材の搬入、設置を実施する。

※最終の健診受付時間は12時までとする。ただし、健診受付時間は、健診終了時間ではない。

3 健診項目及び留意事項

若年健康診査項目		予定数（最大）
基本検査項目	① 既往歴・自覚症状・他覚症状の確認等 ② 理学的検査（視診・触診・打聴診） ③ 身体計測（身長・体重・BMI） ④ 血圧測定、脂質検査（中性脂肪・HDL-cho・LDL-cho） ⑤ 肝機能検査（GOT・GPT・ γ -GTP） ⑥ 腎機能検査（クレアチニン・尿素窒素） ⑦ 貧血検査等（ヘマトクリット・血色素量・赤血球、血小板、白血球、尿酸） ⑧ 血糖検査（空腹時血糖又は随時血糖） ⑨ 尿検査（糖・たん白・潜血）※容器代、採尿方法説明書含む。 ⑩腹囲測定（35歳以上の方で妊娠中の方は除く）	1,100人
選択検査	心電図	100人
	HbA1c	250人

(1) 基本検査

ア 基本検査項目（腹囲測定を除く）

受診者本人の体調不良等の理由を除き、原則基本検査項目は全て実施をすることとする。

イ 問診・理学的検査

質問票記入漏れ・食事時間等の確認、医学的助言・指導、選択検査要否の判断及び指示等を実施する。

なお、診察に際し触診が必要な場合には、事前に受診者へ必要性和目的を伝え、了解のもとで行うこととする。

ウ 身体計測

BMIも明記すること。受診者が車いすを使用している場合には、可能な限り測定を行う。

エ 血圧測定

正常域の場合は、1回の測定で可とするが、正常域以外は、再測定及び再々測定を行う。

オ 血液検査

空腹時血糖を原則とする。その場合の空腹時は、食後10時間以上経過したものとし、10時間未満の場合は、随時血糖として検査する。

なお、血液検査実施後の止血及び体調の確認、内出血や疼痛（健診終了後の問い合わせ等）についても受注者において対応する。

カ 尿検査

受診票等発送時に検査キットを同封・送付、受診者が健診当日採尿し、会場へ持参する。

判定は会場で検査を行う。

また、生理(月経)中で検査を実施しない場合は、尿検査項目余白にその旨を記載する。

なお、持参できなかった者については、会場にて尿の採取と検査を実施する。

キ 腹囲測定

年度末年齢 35 歳以上の者を対象とする。記載は小数点第 1 位までとし、記載する。自己申告も可能とする。なお、妊娠中の者については、実施しない。受診者本人が測定を拒んだ場合においても、実施しない。

(2) 選択検査

市が用いる検査基準値を参考に、医師が指示し実施するものとする。

ア 心電図

- ・ 血圧 140/90 以上（収縮期血圧、拡張期血圧のいずれか又は両方該当）
- ・ 質問票にて既往歴・現病歴に不整脈（疑いも含む）の記載がある場合
- ・ 喫煙歴（概ね 1 日 20 本以上）を有する方
- ・ 飲酒歴（概ね 1 日 2 合以上）を有する方
- ・ BMI25 以上または腹囲男性 85 cm 以上、女性 90 cm 以上で医師が必要と判断した場合
- ・ 医師の指示

イ HbA1c

- ・ BMI25 以上
- ・ 尿糖（±）以上
- ・ 質問票にて既往歴・現病歴に糖尿病（疑いも含む）の記載がある場合
- ・ 医師の指示

3 健診の実施

(1) 事前準備について

ア 市は、受診対象者の受診券番号、氏名（漢字及びカナ）、生年月日、性別、住所、整理番号（市独自）、受診希望日時を受注者に磁気媒体（CD 等）にて提供する。健診結果等個人記録（電子データ）については、これを基に受注者にて入力・作成するものとする。

なお、受診票等の作成・封詰め及び、発送は市にて行う。

イ 健診初日の前日は、受注者が会場等を設営する。

(ア) 受付、及び健診会場の看板、待ち椅子、パーテーション、文具等の設置

(イ) 健診会場の各ブース（身体測定、血圧、採血、診察、心電図等）必要物品の用意および設営

(ウ) 健診会場での感染対策物品（手指消毒液、マスク等）は受注者にて用意する

(エ) 各会場における最終日の業務終了後には使用した物品、椅子等の片付けを行い、現状復帰すること。また、健診期間中に必要となる準備等についても受注者が責任をもって行う。

なお、健診の設営開始時間等については市と協議の上、決定すること。

(2) 健診当日

- ア 受注者は、全日程に現場責任者を配置する。現場責任者は、当日のスタッフが兼務することができる。ただし、会場の全フロアにそれぞれに1名ずつ責任者を配置する。受診者から問い合わせがあった場合、受注者の責任者が対応する。
- イ 健診開始前、受注者は、市の担当者に当日の現場責任者名を伝える。
- ウ 受注者の現場責任者が当日の流れや役割について、あらかじめ受注者のスタッフに説明・指導し、会場での混乱が生じないようにする。また、受診者の誘導について、現場スタッフが適時、案内や声かけを行うことを徹底する。
- エ スタッフは、各日程の予定受診者数を基準に受注者が配置する。また、全ての健診が1人あたり1時間程度で終了できることを条件に実施に必要なスタッフ数を配置する。
なお、番号札の配布、問診票の記入漏れの有無の確認及び番号順に受付に案内する等受付に関する一連の業務は受注者が実施する。
- オ 障害のある方の受診においては、障害の種別、状況によっては、採血や計測に個別の配慮や支援が必要な場合がある。円滑に受診できるよう、障害のある方を受け入れる日程や時間帯の人員配置については、市と事前に協議する。
- カ 診察、計測、尿検査等検査に際しては、プライバシー保護に配慮する。
- キ 主たる検査機器の準備などについては、身体計測計1組以上、血圧計2台以上、心電計1台以上また、検査対象者全件に対し検査を円滑に実施できることを基本に必要な技師を配置する。
なお、事前に機器の台数及び対応人数について、市と受注者にて協議のうえ決定する。
- ク 体調不良等への対応
- (ア) 気分不快等の体調不良時の現場での対応は受注者が対応する。対応に必要な物品も受注者が準備をする。
- (イ) 上記(ア)における対応者については、速やかに市へ報告する。また、病院搬送等の緊急時は報告の上、速やかに対応する。
- (ウ) 受注者は、必要に応じ、体調不良等を生じた受診者の経過の把握に努め、必要な指導を実施する。
- (エ) その他、健診に関わる受診者対応については市へ協力する。
- ケ 医師から下記該当者へ保健師相談・栄養士相談を案内するように運営をする。
- ・血圧 140/90 以上（収縮期血圧、拡張期血圧のいずれか又は両方該当）
 - ・BMI16 未満または 30 以上
 - ・腹囲 95 cm以上（性別は問わない）
- コ 健診が終了した検体等の処理は受注者が実施する。血液の付着した物等医療廃棄処理対象物の廃棄は、医療廃棄物として区別し、受注者が毎回持ち帰って処理をする。
- サ 健診終了後、受注者は健診人数・住所変更者等が記載されたリストを健診実施翌日までに市へ提出をする。
- シ 各会場の健診最終日には、受注者が責任をもって会場の片づけ、実施前の現状復帰を行う。

4 事後処理

(1) 個人結果のデータ化及び結果処理

市のシステムに取り込み可能な電子データ化（CSV データ）し、市へ磁気媒体を納品する。
カスタマイズが必要な場合は、受注者にて実施する。

(2) 個人結果票等帳票作成

ア 健診実施概ね 1 か月前までに、市と受注者にて協議のうえ受注者が作成する。基本検査・選択検査の結果については、市が指定する検査基準値より判定をするとともに、検査判定を記載する。

イ 書式サイズは、A 4 判とし、その書面内に「送付用宛名」及び全ての健診結果、コメントを網羅し記載するものとする。また、市が実施する保健事業のコメント等も書面内に記載することとする。

ウ 受注者は、健診実施後 4 週間以内に、結果・判定・結果に対するコメント等必要な記録を加え、個人結果票を作成する。

(3) 封入作業

受注者は、個人結果及び市が準備する必要書類を個人ごとに封入し、健診日から概ね 4 週間以内に各受診者へ送付できるよう市に納品する。

(4) 結果再発行

結果送付後、受診者より再発行依頼があった場合、受診日より 1 年以内であれば市が受注者に依頼し、結果票の再作成を受注者にて行うこととする。

(5) 実績報告等作成

健康診査及び判定結果については、磁気媒体により報告する。

5 その他

(1) 健診の結果、緊急対応が必要と思われる場合は速やかに市に連絡する。

なお、緊急連絡が必要と思われる基準については、市・受注者で事前に協議決定し実施する。

(2) 受注者は、健康診査の記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン（平成 16 年 12 月 24 日医政発第 1224001 号、薬食発第 1224002 号、老発第 1224002 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(3) 受注者は、市から貸与を受けた個人情報その他関係資料について、業務の終了後、速やかに市に返還しなければならない。

(4) 受注者は、作業従事者の範囲、作業責任区分を明確にしなければならない。

(5) 受注者は、受託業務中に事故が発生した場合は直ちに市に報告するとともに、市の指示に従い、速やかに適切な処置を施す。

(6) 業務の実施に当たり、天災事変により、業務の継続が困難となった際は、受診者の安全確保、退避、体調管理等を最優先事項とし、その他必要な事項については、市の指示を受けるも

のとする。

西東京市契約における暴力団排除措置要綱等に関する特約条項

(用語の定義)

第1条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者をいう。
- (3) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）、又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

(発注者の解除権)

第2条 発注者は、受注者（受注者が法人であるときは、その法人の役員若しくは使用人を含む。）が次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威力又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (5) 自ら契約する場合において、その相手方が前各項のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。

2 受注者が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(不当介入に対する通報報告)

第3条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合（下請負人等が暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合を含む。）は、遅延なく発注者への報告及び警察への通報並びに捜査上必要な協力を行うこと。